

提出先:一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 様

所轄省庁:経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ流通政策課 様

フランチャイズ加盟契約のために・・・

喜多方  テ〜メン

作成日 2002年7月1日

改定日 2015年7月1日

株式会社 麵食

フランチャイズ契約のご案内

株式会社 麵食
〒143-0016
東京都大田区大森北 2-14-2
大森クリエイトビル 6・7F
営業担当 青木・北田
phone 03-3298-6161
fax 03-3298-6163

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売り商業振興法（以下小振法という）及び中小小売商業振興法規則（以下施行規則という）並びに独占禁止法フランチャイズガイドラインに従って弊社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料を読み第三者に相談するなど、十分に時間をかけて判断して下さい。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく弊社にお問い合わせ下さい。

また、フランチャイズチェーン協会全般のことや、フランチャイズ契約の注意点等についてお知りになりたい方は、社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせ下さい。

社団法人 日本フランチャイズチェーン協会
〒105-0001
東京都港区虎ノ門 3 丁目 6 番 2 号
phone 03-5777-8701

本資料は、平成 14 年 7 月 1 日に作成され、平成 22 年 7 月 1 日に改定し日本フランチャイズチェーン協会、経済産業省商務情報政策局流通政策課に提出しているものです。

なお本資料は、弊社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をしていただく必要があります。

喜多方ラーメン 坂内「小法師」への加盟を希望される方へ
のフランチャイズ契約を締結する前に

このたびは、当社のフランチャイズシステム加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

弊社は、喜多方ラーメン 坂内の名のもとに「小法師」のフランチャイズシステムを展開しております。当チェーンは、福島県喜多方市で3大ラーメン店に挙げられる“坂内食堂”の味を継承し姉妹店として“本物の喜多方ラーメン”を全国のお客様に提供しております。また、品質・サービス・衛生等に対して妥協をせずに指導を継続しており、その結果お客様に安心してご利用いただき今日まで発展して参りました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、坂内チェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初から坂内チェーンとは異なる独自の経営手法を希望される方には、坂内チェーンへの加盟をお勧めできません。

弊社の坂内チェーンは、弊社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。弊社はノウハウ、商品の開発等システムの整備に多額の投資を行い、品質管理・店舗指導など、加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるための費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、各々の役割を忠実、かつ積極的に果たすことが坂内チェーンの経営成功の鍵なのです。

坂内チェーンの経営をされる加盟者の成功とそれを継続していく事が、弊社の成長の源でありますので、加盟店と弊社は共存共栄の関係にあるといえます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへお進み下さい。

目 次

- フランチャイズ契約のご案内
- 坂内「小法師」への加盟を希望される方へ

第1部

●弊社の経営理念	・・・P	4
●本部の概要・沿革	・・・P	5～6
●加盟店から見た組織図	・・・P	7
●役員一覧	・・・P	8
●直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	・・・P	8
●直近3事業年度の加盟店舗数の推移	・・・P	8
●直近3事業年度の全店売上高の推移	・・・P	9
●加盟者の店舗に関する事項	・・・P	9
●訴訟件数	・・・P	10

第2部

●フランチャイズ契約の要点	・・・P	11
●加盟に際しお支払い頂く金銭に関する事項	・・・P	11
●オープンアカウントについて(貸付等)	・・・P	12
●加盟者に対する商品の販売条件に関する事項	・・・P	13～14
●経営の指導に関する事項と使用できる商標について	・・・P	15～16
●契約期間・更新・解除および終了時の処置	・・・P	16～18
●契約終了時の処置の注意と終了後の義務	・・・P	19
●損害賠償について	・・・P	19
●加盟者が定期的に支払いする金銭について	・・・P	20
●店舗の営業時間・営業日・休業日に関する事項	・・・P	20
●テリトリー権の有無	・・・P	21
●競業禁止と守秘義務についての事項	・・・P	21
●店舗の構造と内外装についての特別義務	・・・P	21
●契約違反をした場合の違約金について	・・・P	21～22
●事業活動上の損失に対する補償について	・・・P	22
●「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」の説明確認書	・・・P	23～24

第1部

「株式会社 麺 食 の経営理念と坂内「小法師」チェーンについて」

I. 経営目的(私たちの目指すもの)

『食を通じた、気持ちの温もり』を伝えていくことが麺食の経営理念の源

II. 経営理念

1. ここに集う全ての人が心に温もりとお互いの絆を感じる職場環境を目指します
2. 心のこもった手作りの調理でありながら、小銭でも食べられる気軽さと、最高のサービスの両立を目指し、お客様がまた来たくなる繁盛店創りに挑戦します
3. 直営店で加盟店様に先行して失敗体験を重ね、成功事例を積み上げ共有し、加盟店様の収益改善の為の方策を全力で探求し続けます
4. 『ラーメン屋』というカテゴリーから脱皮し、『飲食ビジネス』としてチェーン全体の経営改善のスピードアップと、決めたことをやり抜く徹底力向上を目指します

III. 行動指針

1. 手作りであること(他社との差別化のポイントです。)
2. 出来立てであること(料理は、出来立てが一番うまい！)
3. 体験を重視すること(体験して初めて自分の言葉で語れます。机上では不可能です。)
4. 当事者意識を持つこと(全員が当事者と意識できればチームは強くなります。)
5. 変化を恐れないこと(人は、変化を拒みます。しかし、世の中は変化していきます。)

平成 27 年 7 月 1 日現在

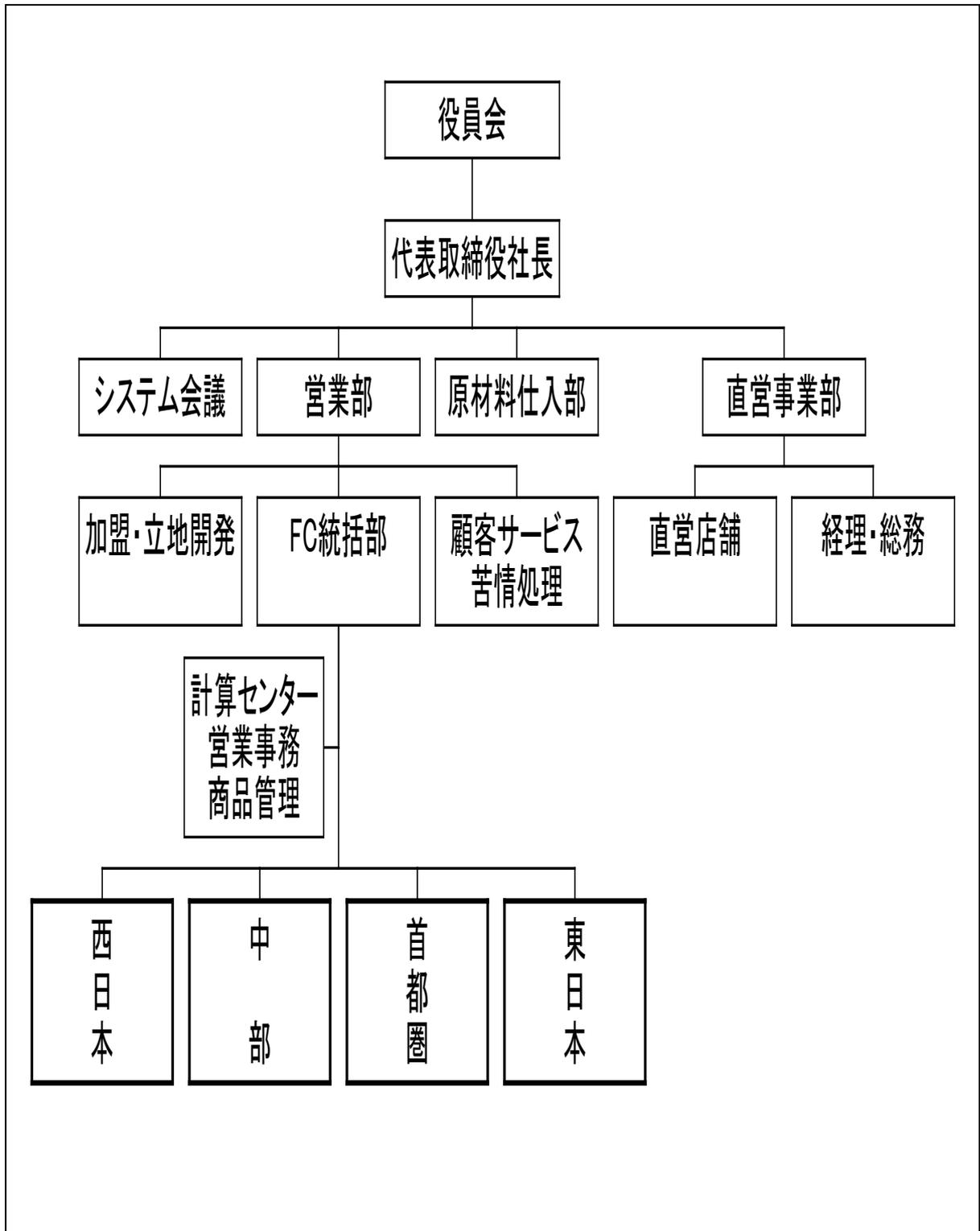
「本部の概要」

- ①社名 株式会社 麵 食
- ②所在地 〒143-0016
東京都大田区大森北 2-14-2
大森クリエイトビル 6・7F
phone 03-3298-6161
fax 03-3298-6163
- ③資本金 2,500 万円
- ④設立 昭和 63 年 5 月
- ⑤事業の内容 喜多方ラーメン 坂内「小法師」チェーンのフランチャイズ事業および店舗経営
飲食店のコンサルタント業務
- ⑥事業の開始 昭和 63 年 12 月
- ⑦主要株主 中原 明・中原 誠
- ⑧主要取引銀行 みずほ銀行 大森支店／芝信用金庫 平和島支店
- ⑨従業員数 社員 60 名、パート・アルバイト 300 名
- ⑩【子会社の概要】 Mensyoku U.S.A
- ⑪所属団体
社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 正会員

【沿革】

昭和 62 年 4 月	弊社社長の 中原 明は、喜多方市 坂内食堂 店主 坂内新吾の協力を得て東京 新橋に会津・喜多方ラーメンの店「くら」を開店した。
昭和 63 年 5 月	会津・喜多方ラーメンのFC 事業を企業化するため坂内新吾を相談役に迎え、(株)麵食を東京 蒲田に設立した。屋号は、会津・喜多方ラーメン坂内に決定
昭和 63 年 12 月	長野店(現 東部町店)を開店
平成元年	本社を東京 大森北に移転する 有楽町店・神奈川 金沢文庫店・茨城 潮来店(直営店)を開店
平成 2 年	歌舞伎町店・木場店・三重 四日市店を開店
平成 3 年	練馬店・調布店・笹塚店・大森店(直営店)を開店
平成 4 年	本社を東京 大森本町に移転する 千歳烏山店・三重 鈴鹿店・東中野店を開店
平成 5 年	千葉 君津店・恵比寿店を開店 大森東口店・四谷店・亀戸店を開店
平成 6 年	五反田駅前店・西五反田店・練馬中央店・静岡店・渋谷並木橋店 長野 更埴店・千葉 茂原店・三重 四日市駅前店・神奈川 二宮店を開店
平成 7 年	住吉店・武蔵小山店・三重 伊勢店・静岡・三島店
平成 8 年	大阪 和泉店 大阪 針中野店(直営店)・岩槻店を開店
平成 9 年	本社を大森北に移転する 千葉 佐倉店・川崎砂子店・西蒲田店・新潟 吉田店を開店
平成 10 年	長野 塩尻店・京橋店・三重 諏訪店・中野サンモール店・静岡 磐田店 錦糸町店・栃木 宇都宮店・新小岩店を開店
平成 11 年	千葉 市原店・川崎東田店・大阪 あべの橋店・高知 六泉寺店 岩手 水沢店・川口東口店
平成 12 年	千葉中央店・名古屋栄店・長野 佐久平店・愛知 豊川店を開店
平成 13 年	内幸町ガード下店(直営店)・岩手 盛岡店・福岡 キャナルシティー店
平成 14 年	大塚店(直営店)・千葉 蘇我店・神奈川 戸塚店・茨城 古河店を開店
平成 15 年	汐留シティセンター店(直営店)・沖縄 那覇大橋店
平成 16 年	青森 五所川原店・初台店・浅草店
平成 17 年	桑名らーめん街道店
平成 18 年	高円寺北口店・下北沢店・本八幡店(直営店)・市川店(直営店)
平成 19 年	お台場店(直営店)
平成 20 年	曳舟店(直営店)
平成 22 年	新宿パークタワー店(直営店)・石川町店(直営店)
平成 23 年	池袋サンシャインシティ店(直営店)
平成 24 年	多摩センター店(直営店)・京都店(直営店)・大手町店(直営店)
平成 26 年	浜松町ハマサイト店(直営店)、LA コスタメサ店(現地法人直営店)
平成 27 年	品川シーズンテラス店(直営店フードコートタイプ)

「加盟店から見た組織図」



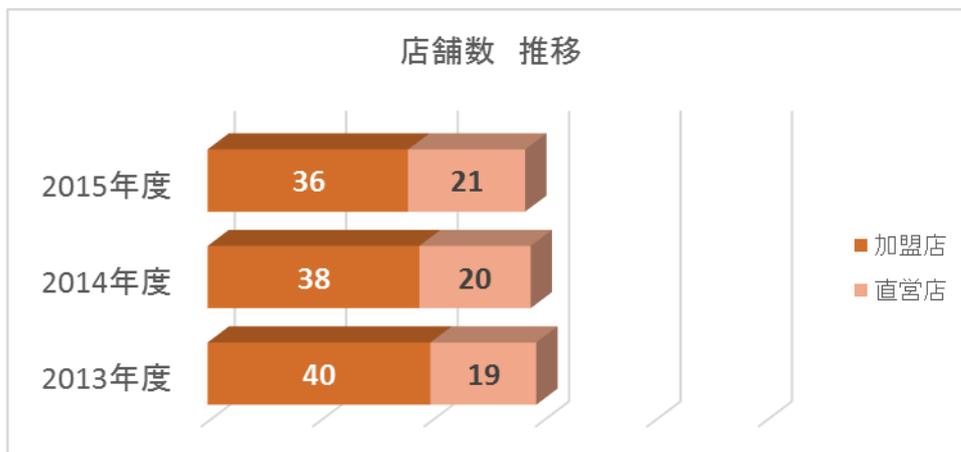
「役員一覧」

代表取締役会長	中原 明
代表取締役社長	中原 誠
取締役	坂内 ヒサ
監査役	渡邊 正三郎

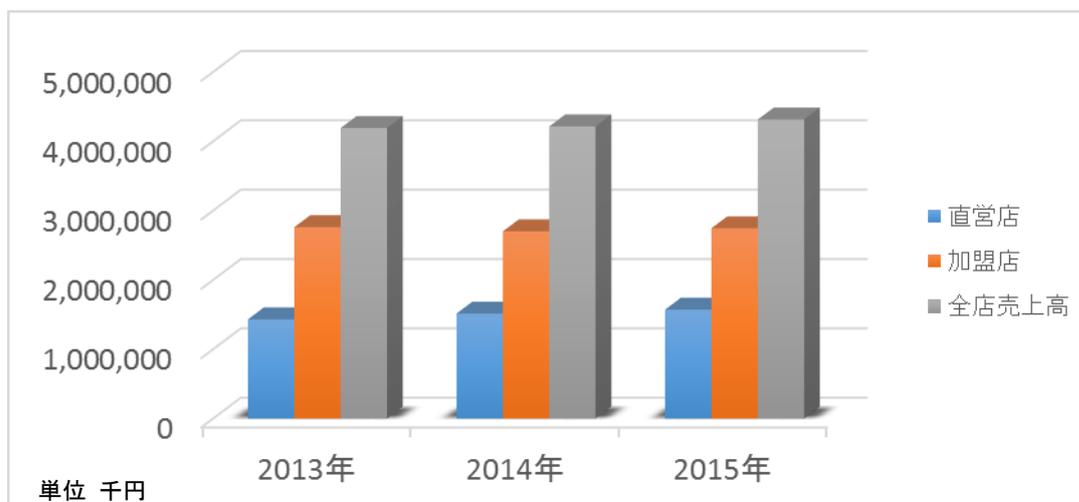
「直近 3 事業年度の貸借対照表および損益計算書」

- ① 直近 3 事業年度の貸借対照表→別紙添付
- ② 直近 3 事業年度の損益計算書→別紙添付

「直近 3 事業年度の店舗数の推移」



「直近3事業年度の全店売上高の推移」



「加盟者の店舗に関する事項」

直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2013年度	0店舗
2014年度	0店舗
2015年度	0店舗

直近3事業年度の各事業年度内に契約解除した加盟者の店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
2013年度	2店舗
2014年度	0店舗
2015年度	1店舗

直近3事業年度の各事業年度内に契約更新した加盟者の店舗数および契約更新しなかった加盟者の店舗数

年度	更新した加盟者の店舗数	更新しなかった加盟者の店舗数
2013年度	40店舗	0店舗
2014年度	38店舗	0店舗
2015年度	36店舗	1店舗

「訴訟件数」

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数および当社より提起した訴えの件数

年度	加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2011年度	無し	無し
2012年度	無し	無し
2013年度	無し	無し
2014年度	無し	無し
2015年度	無し	無し

※ 訴訟の件数には、相手方の訴えに対する反訴も含まれます。

第2部

「フランチャイズ契約の要点」

①契約の名称

喜多方ラーメン 坂内「小法師」のフランチャイズ契約

②契約の本旨

ラーメン店をフランチャイズにて経営することを目的とした加盟契約

③売り上げ・収益予測についての説明

店舗の売り上げ・収益は、加盟者の経営努力や経済情勢の変化に基づき変化しますので、本部は店舗の売り上げ・収益予測は行いません。従って本部が、加盟された店舗の売り上げ・収益の保証をする事はありません。

しかしながら、加盟者が収益予測をする場合において、過去の実績を元に参考データをモデルとして開示しています。

「加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項」

①加盟申込金 10万円(消費税別途)

申し込みの証しとしてお支払い頂きます。加盟契約が成立した場合は、加盟金に充当します。
1年間経過後、加盟契約が成立しない場合はいかなる場合でも返却いたしません。

②加盟金 150万円(消費税別途)

※加盟金はいかなる場合でも返還致しません。

③保証金 150万円

保証金は、本部に対する全ての債務の保証金として契約期間中預かり、本契約終了後債権債務を精算した後、残金がある場合は返却いたします。

- ④設計料 100万円(消費税別途)→66.1 m²未満または駐車場を併設しない店舗
140万円(消費税別途)→66.1 m²以上または駐車場を併設した店舗

※別途 設計請負契約書を締結して頂きます。

設計料は企画業務・基本設計業務・実地設計業務・工事管理業務の対価となります。加盟者の都合により設計業務を中止する場合は、書面で通知を行いその日から30日以内に下記の違約金と掛かった経費を差し引き返却致します。

A 平面図完成まで→設計料の 60%が違約金になります。

B 基本図完成まで→設計料の 70%が違約金になります。

C 実施図完成まで→設計料の 80%が違約金になります。

注)内外装の施工業者の選択につきましては、加盟者および本部が推奨する業者での合見積もり方式となります。

「お支払いの時期と方法」

契約締結時に現金でのお支払いまたは弊社指定の銀行口座へお振り込み下さい。

「オープンアカウント・売上金等の送金」

オープンアカウント・売上金の送金等は実施していません。

「金銭の貸し付け・貸し付けのあっせん等の与信利率」

金銭の貸し付けは実施していません。

「加盟者に対する商品の販売条件に関する事項」

①加盟者に販売または斡旋する商品(指定備品及び設備と指定銘柄食材)の種類

■指定備品及び設備(店舗開設時の初回納入リストに明記)

厨房設備(茹麺機・スープレンジ・焼豚レンジ・餃子グリラー・湯煎機・炒め機)・看板一式・レジスター・椅子 テーブル・照明器具・のれん類・什器備品一式(調理備品含む)
ユニフォーム一式・ディスプレイ用品・会計時の帳票類・販売促進に付随する什器備品

※上記商品の種類、販売の内容、サービスの種類は、本部の都合により変更する事があります。

■指定食材(PB食材)

本チェーンの基本味として開発した全てのPB(プライベート)食材です。

麺・焼豚の素・餃子・メンマ・温スープベース・冷スープベース・麺食ドレッシング
テイクアウトスープ・麺食めんつゆ・丼たれ・調味料

■指定銘柄食材

上記の指定食材の味を高めると本部が認めた食材で、初回納入リストに記載されます。

ビール・お新香・地酒類・テーブル醤油・テーブル酢・ラー油 等

※上記商品の種類、販売の内容、サービスの種類は、本部の都合により変更する事があります。

■その他の備品・設備・食材について

その他の備品・設備・食材につきましては、本部がデザイン・味・性能等が等しいと判断したもののについて、加盟者の判断で自由に選択・購入して頂けます。

②配送日・時間に関する事項

午前 11:00 までに発注した商品は翌日の午前中に配送されます。
※地域と商品によっては、日数と時間に変更することがあります。

③仕入れ先と供給物品・価格について

- 本部より加盟者に販売する指定備品及び設備・PB食材・指定銘柄食材は、本部と加盟店の合意の価格で本部の指定する取引先より納品されます。また、契約をされた店舗でのみ使用でき、指定取引先以外から購入することはできません。
- その他の商品は、加盟者との合意により決定した価格で指定取引先より納品されます。
- その他の備品・設備・食材につきましては、本部がデザイン・味・性能等が等しいと判断したもののについて、加盟者の判断で自由に選択・購入して頂けます。

④発注方法について

パーソナルコンピュータをご購入頂き、決められた使用規定に従い発注して頂きます。

※インストールされる発注プログラムは、加盟契約期間中のみの使用となります。

※インストール済みのプログラムの著作権・知的所有権は全て本部に帰属いたします。

⑤売買代金の決済方法

毎月月末で締め切り、翌月 15 日までに指定銀行口座へお振り込み頂きます。
振込手数料は加盟者ご負担となります。

「経営の指導に関する事項」

①加盟に際しての研修について

本部は開業前、営業ノウハウ・経営理念等を本部の定めた場所で40日間指導いたします。

②店長研修と加盟資格

40日間の研修を受け、開業予定日の10日前までに終了しなければなりません。また、習熟度が著しく不足している場合は、開業を延期する場合があります。その場合の損害について本部は一切の責任を負いません。

③代理店長について

加盟者が間接的にしか本店舗を運営できなくなったとき、候補者は本部が定めた店長研修を終了し本部が認定しなければ、代理店長とは認められません。

④加盟に際し行われる研修の内容

●本部研修

オペレーションマニュアルに沿った OFFJT
喜多方研修

●店舗研修

- A 調理実習
- B 品質管理実習・接客サービス実習・クレンジネス実習(QSCについて)
- C 在庫管理・発注管理実習
- D 労務管理・会計管理・事務管理実習
- E 設備・メンテナンスの実習
- F その他

⑤加盟者に対する継続的な経営指導内容およびその実施回数

定期的または随時に経営指導やQSCのチェックに本部スタッフを派遣いたします。

※本店舗での正規の許認可(就労ビザ等)が無い外国人の採用・勤務は出来ません。

「使用できる商標・商号・その他の表示に関する事項」

①商標の登録No.



商標	商品区分	登録番号	出願番号
喜多方ラーメン坂内	30 類、43 類	第 4861997号	商願2004-065881号
坂内	30 類	第 4860226号	商願2004-065880号
坂内	42 類	第 3010657号	商願平4-163761号
小法師	30 類	第 3214042号	商願平5-24号
小法師	42 類	第 3280878号	商願平5-25号
小法師	43 類	第 4861996号	商願2004-065879号

②当該表示の使用についての条件

開業日より契約終了までの間、契約書に記載された特定の店舗において加盟店経営の為のみ使用を許諾します。また、本部の定めるものについては、開業日より契約終了日までの間使用が義務づけられます。加盟者は、商標・デザイン・看板・のれん・その他営業のシンボルを本部の指定する方法によって使用しなければいけません。

加盟者が本部に無断で、これらのものを使用することは一切できません。

「契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項」

①契約期間

加盟契約は締結日より3年間有効です。

②更新の要件および手続き

本部、加盟者の一方または双方より期間満了の3カ月前までに文書により解約および契約内容変更等の意思表示がない場合は、本契約は自動的に1カ年更新されます。翌年以降も同様となります。

※更新についての注意

衛生管理と老朽化対策を目的とした店舗の補修改装を、3年毎または契約の更新時に本部の指導に従い実行しなければいけません。開店後10年を経過し老朽化した店舗については、全面改装が更新の条件となります。

③契約の中途解約について

本部、加盟者は中途解約する場合、書面により6カ月前に相手方に通告し事前に協議しなければいけません。

④契約の解除について

加盟者に、下記に該当する事由が発生したとき本部は、事前の催告を要せずに、解約を予告することにより本契約を解除することができます。

- (1) 本部が行う QSC 管理が著しく低下し、F ランクが連続 3 ヶ月になり本部の改善要求に対し改善行為の実行がないとき。
- (2) 商標、商号を本部の承諾なしにその権利を犯したとき。
- (3) 加盟者がチェーンの信用を著しく損なう言動または行為のあったとき。
- (4) 加盟者が仮差し押さえ、仮処分、差し押さえ、滞納処分、破産、民事再生、特別精算、会社整理、会社更生の申し立て等を受けたとき、または申請したとき。
- (5) 加盟者が解散・死亡もしくは後見・補佐・補助の審判を受けたとき。
- (6) 懲役、または禁固の刑に処せられた場合。
- (7) 加盟者が関係官庁より営業停止処分を受け、または許認可が消滅した場合。
- (8) 加盟者が正当な理由なく、連続 7 日以上、当該店舗の営業を休止した場合。

※下記に該当する事由が発生したとき本部は書面による催告をし、本契約を解除することができます。

- (1) 本部への代金の支払いが1カ月以上延滞したとき。
- (2) 加盟者が加盟契約および本契約書の諸規定のいずれかに違反したとき。
- (3) 加盟者が法人の場合、株の譲渡および譲渡と同視すべき役員の変更があったとき。
- (4) 加盟契約締結後6カ月以内に本部に帰すべき事由によらずに開店できないとき。
- (5) 本店舗が著しく老朽化し、本部の改装命令に応じることなくチェーン全体のイメージを損なうと判断したとき。

※契約解除および契約終了時の注意

加盟者は、店舗を営業しなければいけない契約終了日当日まで、本部が指定した QSC 管理に基づく正常な店舗運営を行わなければいけません。

⑤契約終了時の処置

本契約が解除、解約または期間満了により終了したときは、加盟者は本部の指導に基づき以下に掲げる事項を履行しなければいけません。

- (1) マニュアル類その他本部より貸与を受けている物品は解約時に返還をしなければいけません。
- (2) チェーンを表示する商標と商標類のついたすべての什器備品類と看板類は本体共々、本部の指導に基づき廃棄しなければいけません。
- (3) 厨房機器の茹麺機・スープレンジ・焼豚レンジ・餃子グリラーの4機器は、契約終了と同時に本部の指導に基づき完全に撤去廃棄をしなければいけません。
- (4) 設計図書等に基づく内外装デザイン・内外装部材・厨房レイアウト・客席レイアウトは本部のノウハウになります。よって、加盟契約終了時には上記項目を第三者に譲渡・転売は出来ません。解約日から3日以内にスケルトン状態に解体撤去しなければなりません。
- (5) 本条項指定の廃棄撤去物を隠匿してはいけません。また、いかなる事由があっても他に転売や無償供与してはいけません。撤去廃棄を履行するとき、本部の立ち会いの許可なく自ら行ってはいけません。
- (6) 本部の指定した業者に廃棄撤去物の処理をさせなければいけません。
- (7) 廃棄撤去物の廃棄費用・撤去費用・搬送費用は、全額加盟者の費用負担になります。加盟者は、本部の指定した業者に支払っていただきます。
- (8) 本部および本部の指定した業者に廃棄撤去物の譲渡や残債の債務を求める事はできません。
- (9) 終了時に残った食材は、本部の立ち会いの上全て廃棄しなければいけません。廃棄方法と廃棄先は本部が決定いたします。また、いかなる事由があっても他に転売や無償供与してはいけません。

⑥契約終了時の処置に対する注意

- (1) 加盟者の責に帰する事由により、解約日の翌日に終了時の処置を履行しないとき、完全履行する日まで一日につき壹拾万円の延滞金を本部に支払わなければいけません。また、加盟者にその行為が認められないとき、本部は承諾を得ずに加盟者の代行ができるものとします。この場合本部に生じた一切の支出金を、損害金とは別途に賠償しなければいけません。
- (2) 本部から貸与を受けているマニュアルが紛失した場合、その賠償金は 30 万円になります。
- (3) 厨房機器の撤去廃棄品は、茹麺機・スープレンジ・焼豚レンジ・餃子グリラーとなります。また、加盟者との合意により適用機器が変更する場合があります。
- (4) 契約終了時の処置は、(2)・(3)を解約日の翌日に、(4)を3日以内に履行しなければいけません。
- (5) 廃棄撤去物の廃棄費用・撤去費用・搬送費用は全額加盟者の費用負担となり、本部の指定した業者に支払って頂きます。

⑦契約終了後の義務

本契約終了後3年間は、加盟契約した店舗開設場所の同一都道府県内または隣接する都道府県内で直接間接を問わずラーメン店の経営や指導およびラーメン、スープの販売に関与してはいけません。加盟契約した店舗開設場所が、加盟者の所有である場合本契約終了後3年間はラーメンの製造、販売を目的とする第三者とその店舗の貸借関係の契約締結はできません。

⑧損害賠償について

加盟契約存続中および契約解除後を問わず契約に違反した場合は、違反行為と相当因果関係のある損害を賠償していただくこととなります。但し、以下の場合は下記金額を損害として支払っていただきます。

■当該店舗のロイヤリティー8年分

- ① 加盟契約書記載の「守秘義務」に違反した場合。
- ② 加盟契約書記載の「競業の禁止」に違反した場合。
- ③ 加盟者がチェーンの信用を著しく損なう言動または行為があった場合。

■当該店舗のロイヤリティー5年分

- ① 加盟契約書記載の「契約終了後の義務」を履行しなかった場合。
- ② 加盟契約書記載の「支店を設立する場合」に違反した場合。

■当該店舗のロイヤリティー3年分

- ① 本部の商標および商号を本部の承諾なしに、その権利を著しく侵した場合。
- ② 加盟契約書記載「指定する銘柄食材と設備・備品」に違反した場合。

※上記損害賠償の予定額について本部が予定額を超える損害を立証した場合は、予定額を超える損害を請求させていただくことになります。

その他の損害賠償について

- (1) マニュアルの紛失等により本部に返還できないとき、その代金として30万円を支払わなくてはなりません。
- (2) 「契約終了時の処置」を加盟者の責に帰する事由により、解約日の翌日に終了時の処置を履行しないとき、完全履行する日まで一日につき壱拾万円の延滞金を本部に支払わなければなりません。

「加盟者が定期的に支払いをする金銭に関する事項」

ロイヤリティーとして、毎月15日に翌月分を本部の指定銀行口座へお振り込み下さい。

※算定方法

基本商標使用料は、25席を月間壱拾万円とし、1席増える毎に2,500円増額いたします。

「店舗の営業時間・営業日」

原則として、365日 午前11:00～午後11:00の営業となります。

※立地等により変更することがあります。

「テリトリー権の有無」

テリトリー制は採用していません。

「競業の禁止」

本契約の存続中は直接間接を問わずラーメン店の経営や指導または競合する同業種他社の業務に参加しラーメン、スープの販売に関与することはできません。

「守秘義務」

本契約に基づき知り得たチェーンに関する経営ノウハウ、機密情報、本部より受けた各種の技術指導とマニュアルの内容等については、本部の承諾なく一切のものを第三者に開示してはいけません。また、マニュアルの複写も禁止です。加盟者は、これらの守秘義務を厳守しなければなりません。加盟契約の終了後も同様となります。

「店舗の構造と内外装についての特別義務」

お客様が、どこの喜多方ラーメン 坂内「小法師」でも安心して飲食できるためにはイメージの統一性が重要です。その為に、店舗開設時の内外装の設計・施工および契約期間中の補修改装は、本部の指導に基づき基本設計・色・デザイン・部材の指定・大きさ等 様々な事が規格と基準として設けられています。加盟者は、この規格と基準を厳守し実行しなければなりません。

※契約更新についての注意

衛生管理と老朽化対策を目的とした店舗の補修改装を、3年毎または契約の更新時に本部の指導に従い実行しなければなりません。開店後10年を経過した老朽化の著しい店舗については、全面改装が更新の条件となります。

「契約違反をした場合の違約金」

加盟契約存続中および契約解除後を問わず契約に違反した場合は、違反行為と相当因果関係のある損害を賠償していただくこととなります。但し、以下の場合は下記金額を損害として支払っていただきます。

■当該店舗のロイヤリティー8年分

- ① 加盟契約書記載の「守秘義務」に違反した場合。
- ② 加盟契約書記載の「競業の禁止」に違反した場合。
- ③ 加盟者がチェーンの信用を著しく損なう言動または行為があった場合。

■当該店舗のロイヤリティー5年分

- ① 加盟契約書記載の「契約終了後の義務」を履行しなかった場合。
- ② 加盟契約書記載の「支店を設立する場合」に違反した場合。

■当該店舗のロイヤリティー3年分

- ① 本部の商標および商号を本部の承諾なしに、その権利を著しく侵した場合。
- ② 加盟契約書記載「指定する銘柄食材と設備・備品」に違反した場合。

※上記損害賠償の予定額について本部が予定額を超える損害を立証した場合は、予定額を超える損害を請求させていただくことになります。

「事業活動上の損失に対する補償の有無」

補償制度はありません。

「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書

項目	頁数	確認 年月日	確認印	
			説明者	加盟 希望者
フランチャイズ契約のご案内	1			
坂内「小法師」への加盟を希望される方へ	2			
第1部 本部の要点				
株式会社 麵食の経営理念	4			
本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容	5			
主要株主・主要取引銀行・沿革 等	6			
加盟店から見た組織図	7			
役員の役職名および氏名	8			
直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	別紙			
直近3事業年度の店舗数の推移	8			
直近3事業年度の全店売上高の推移	9			
加盟者の店舗に関する事項 (ア) 直近3事業年度の各事業年度内に新規に 営業を開始した加盟者の店舗数 (イ) 直近3事業年度の各事業年度内に解除さ れた契約に係る店舗数 (ウ) 直近3事業年度の各事業年度内に更新さ れた契約に係る加盟者の店舗数および更 新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	9			
訴訟件数	10			
第2部 フランチャイズ契約の要点				
契約の名称 等	11			
売り上げ・収益予測についての説明	11			
加盟に際しお支払い頂く金銭に関する事項 ●金銭の額 ●性質 ●お支払い頂く時期と方法	11			
●当該金銭の返還の有無および条件	12			
オープンアカウント・売上金等の送金	12			
金銭の貸し付け・貸し付けのあっせん等の与信利率	12			

加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ●加盟者に販売またはあつせんする商品の種類	13			
●商品等の供給条件 ●配送日・時間に関する事項 ●仕入れ先と供給物品・価格について ●発注方法 ●売買代金の決済方法	14			

経営の指導に関する事項	15			
使用できる商標・商号・その他の表示に関する事項	16			
契約期間・契約の更新および契約解除に関する事項	16			
	17			
契約終了時の処置・契約終了後の義務 損害賠償に関する事項	18			
	19			
加盟者が定期的に支払いをする金銭に関する事項 ●ロイヤリティー	20			
店舗の営業時間・営業日	20			
テリトリー権の有無	20			
競業の禁止に関する事項	21			
守秘義務に関する事項	21			
店舗の構造と内外装についての特別義務	21			
契約違反をした場合の違約金	21			
	22			
事業活動上の損失に対する補償の有無について	22			
後記①「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書				
後記②「フランチャイズ事業を始めるにあたって」 中小企業庁				

年 月 日

加盟希望者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記全ての項目について

説明者(本部)_____より説明を受け、理解しました。

加盟希望者 氏名_____ 印



社団法人

日本フランチャイズチェーン協会・正会員